

青森県報

第四千三百六十一号

平成二十九年
十月十一日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

告 示

○地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託
○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の名称の
変更の届出……………(こどもみらい課) ……三
○公共測量の実施……………(監理課) ……三
○道路の区域の変更……………(道路課) ……三

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域民局) ……四
○右……………(同) ……四
○右……………(同) ……五
○右……………(同) ……五
○右……………(同) ……五
○土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域民局) ……六

出先機関

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十六号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(二)中「を充てる」を「を利用する」に、「得難いとき」を「利用することが困難な場合」に、「を設置し、又は天幕を設置してこれに充てる」を「の設置、天幕の設置その他の適切な方法によりこれを設ける」に改め、同1の(三)中「設置費」の下に「とし、一人一日当たり三百二十円以内」を加え、同1の(四)を次のように改める。

(四) 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な経費について当該地域において平常時に要すると認められる額を(三)の額に加算する。

別表第一の一の1の(五)を同1の(六)とし、同1の(四)の次に次のように加える。
(五) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与する。

別表第一の一の2の(一)中「ものに」の下に「、建設型仮設住宅(建設して供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。)」の設置、借上型仮設住宅(民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。)」の提供その他適切な方法により」を加え、同2の(二)及び(三)を次のように改める。

(二) 建設型仮設住宅の設置については、次に掲げるところによる。

- (1) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として公有地を利用することとするが、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用する。
- (2) 建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、五百五十一万

六千円以内とする。

(3) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した建設型仮設住宅の戸数が、おおむね五十戸以上の場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置し、五十戸未満の場合にあつてはその戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(4) 高齢者等であつて日常生活において特別な配慮を必要とするもののため、老人居宅介護等事業等を実施しやすい構造及び設備を有する施設であつて複数の当該者に供与するもの(以下「福祉仮設住宅」という。)を建設型仮設住宅として設置することができる。この場合における福祉仮設住宅の部屋数は、建設型仮設住宅の設置戸数とみなす。

(5) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。

(6) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、当該建設型仮設住宅の完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項の規定による許可に係る期間内とする。

(7) 建設型仮設住宅の供与の終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域において平常時に要すると認められる額とする。

(二) 借上型仮設住宅の提供については、次に掲げるところによる。

(1) 借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(二)の(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な経費とし、当該地域の実情に応じた額とする。

(2) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供する。

(3) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、(二)の(6)に定める期間と同様の期間とする。

別表第一の一の二の(四)から(七)までを削り、同表の二の一の(一)中「住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者」を「又は住家への被害若しくは災害により現に炊事のできない者」に改め、同一の(三)を削り、同一の(四)中「千百十円」を「千百三十円」に改め、同(四)を同一の(三)とし、同一の(五)を同一の(四)とし、同表の三の一の(一)中「船舶の遭難等」を「全島避難等」に、「損傷し」を「損傷したこと等により使用することができず」に改め、同三の三

中「の範囲内」を「以内」に改め、同三の(一)の表中「五三、〇〇〇円」を「五二、九〇〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「五四、九〇〇円」に、「六四、三〇〇円」を「六四、二〇〇円」に、「八〇、九〇〇円」を「八〇、八〇〇円」に改め、別表第一の六の二中「五十七万六千円」を「五十七万四千円」に改め、同表の七の三中「範囲内の額」を「額以内」に改め、同表の八の一の(一)中「損傷し」を「損傷したこと等により使用することができず」に改め、同八の(三)中「範囲内」を「額以内」に改め、同三の(二)の(1)中「四千三百円」を「四千四百円」に改め、同(二)の(2)中「四千六百円」を「四千七百円」に改め、同(二)の(3)中「五千円」を「五千五百円」に改め、同表の九の(3)中「二十一万四百円」を「二十一万二千円」に、「十六万八千三百円」を「十六万八千円」に改め、同表の十一の(2)中「一世帯当たり十三万四千八百円」を「当該市町村内において行つた障害物の除去につき一世帯当たりの平均十三万五千円」に改め、同表の十二の(一)中「避難」の下に「に係る支援」を加える。

別表第二の一の(一)中「二万四千四百円」を「二万三千七百円」に改め、同一の(二)中「一万五千六百円」を「一万五千八百円」に改め、同一の(三)中「一万六千二百円」を「一万五千九百円」に改め、同一の(四)中「一万四千五百円」を「一万四千四百円」に改め、同一の(五)中「一万六千二百円」を「一万六千五百円」に改め、同一の(六)中「二万二千五百円」を「二万三千四百円」に改め、同一の(七)中「二万二千三百円」を「二万三千六百円」に改め、同一の(八)中「二万七百元」を「二万九千九百元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の一の(一)及び(五)並びに二、二の(一)の(三)、八の(三)の(二)並びに十一の(二)及び(六)から(八)までの規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

告 示

青森県告示第七百号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、一般財団法人地域総合整備財団に対し、平成二十九年九月十四日から平成三十年三月三十一日までの間における地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収の事務

を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百一十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の十四の規定により、次のとおり指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第十九条の十九第二号の規定により公示する。

平成二十九年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	ハッピー調剤薬局広田店	五所川原市大字姥范字船橋二四二の六	平成二九・九・一
変更後	ハッピー調剤薬局五所川原広田店		
変更前	ハッピー調剤薬局鰺ヶ沢店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田五七の二	〃
変更後	ハッピー調剤薬局青森鰺ヶ沢舞戸店		
変更前	ハッピー調剤薬局剣吉店	三戸郡南部町大字剣吉字堰合一五の四	〃
変更後	ハッピー調剤薬局青森剣吉店		

青森県告示第七百二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百三十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
- 二 測量の種類
公共測量（航空レーザ測量、レベル一、〇〇〇）
- 三 測量の期間
平成二十九年九月二十五日から平成三十年二月二十八日まで
- 四 測量の地域
平川市、十和田市及び黒石市地内

青森県告示第七百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年十一月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間			
			変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	三沢十和田線	前	七・九四メートルから二六・三二メートルまで	五九二・四〇メートル	
			後	七・九四メートルから二六・三二メートルまで	五九二・四〇メートル	
			後	一三・七九メートルから九三・二二メートルまで	六五〇・〇四メートル	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社サン工業
- 二 代表者の氏名 三枝慎太郎
- 三 主たる営業所の所在地 青森市安方二丁目七の三六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一〇〇〇三四号
- 五 取消年月日 平成二十九年九月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社やまと石材
- 二 代表者の氏名 八木秀一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市古館一丁目一三の一三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第一三五六二号
- 五 取消年月日 平成二十九年九月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅ

んせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十九年二月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社まごころ価格ドットコム

二 代表者の氏名 遠藤克俊

三 主たる営業所の所在地 青森市古館一丁目一三の一三

四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第一〇〇七七九号

五 取消年月日 平成二十九年九月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年二月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ウィンドー・ワークス

二 氏名 小池龍二

三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田二丁目二八の三一

四 許可番号 青森県知事許可（般一七八）第一〇〇八三一号

五 取消年月日 平成二十九年九月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社深浦日立ストール

二 代表者の氏名 葛西広治

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢七七の四六

四 許可番号 青森県知事許可（般一七八）第八一三七号

五 取消年月日 平成二十九年九月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年八月十八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したこと

が、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大浦土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年十月十一日

上北地域県民局長 櫻庭 憲 司

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	瀬川 桂吾	上北郡東北町大字大浦字徳万才六の一	平成 二九・八・三〇就任
〃	蛭名 博文	〃	〃
〃	阿部 一彦	字才市田四三	〃
〃	蛭名 昭男	字中岫平二二の	〃
〃	蛭名 寿	字大浦四二の四	〃
〃	佐々木千代寿	字中岫平五三の	〃
〃	佐々木 広行	字徳万才五〇の	二九・九・一就任
〃	米内山 元	字古館二三の一	二九・八・三〇就任
監事	佐々木 博英	字徳万才三二の	〃
〃	米内山 隆博	字古館一九の一	〃
〃	瀬川 亮	字徳万才二	〃
理事	瀬川 桂吾	字徳万才六の一	二九・八・三〇退任
〃	柴田 英悦	字大浦一〇	〃

阿部 一彦	字才市田四三	〃
蛭名 博文	字大浦一五の一	〃
小林 弘	字白簾七〇の六	〃
佐々木千代寿	字中岫平五三の	〃
瀬川 武春	字大長根三二の	〃
米内山 元	字古館二三の一	〃
蛭名 義範	字堀ノ内五四	〃
佐々木 博英	字徳万才三二の	〃
米内山 隆博	字古館一九の一	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭